

気候変動適応法案に対する修正案 新旧対照条文

○気候変動適応法案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動を抑制するための地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第二項に規定する地球温暖化対策をいう。）をより一層推進しつつ、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 研究所は、前項第一号に掲げる業務を行うに当たっては、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に配慮しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)</p> <p>第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。</p> <p>一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>二～四 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2・3 [略]</p>

(観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びに多様な主体からの情報の収集並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。